

おくやみ
ハンドブック

毛呂山町



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

毛呂山町では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

なお、「おくやみハンドブック」は株式会社鎌倉新書と官民協働事業として発行するもので、町の財源負担なしに作成をしております。

制作にあたりまして、広告掲載にご協力をいただきました企業などの皆様に深く感謝申し上げます。

毛呂山町役場 049-295-2112 (代表)

もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 障害福祉の手続きについて	p.7
3. 年金の手続きについて	p.7
4. 介護保険について	p.8
5. 葬祭費について	p.8
6. 亡くなられた方に児童がいる場合	p.9
7. 税の手続きについて	p.9
8. 住宅関係の手続きについて	p.11
9. 外国籍の方の死亡届について	p.13
10. お問い合わせ窓口一覧	p.14
11. その他の主な手続き	p.15

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページでご確認ください。

	確認事項 (故人について)	チェック	該当 ページ
住民票	外国籍でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.6 p. 13
障害福祉	障害者手帳・自立支援医療受給者証をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.7
	障害福祉サービスの利用はありましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
年金	国民年金を受給または、加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.8
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	75歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
子育て	こども医療費助成の受給者証をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.9
	児童手当を受けているご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	ひとり親家庭等医療証及び養育受給者証をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
税金	町・県民税の課税の手続きが必要ですか？	☐ はい ☐ いいえ	p.10
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	固定資産税の課税の手続きが必要ですか？	☐ はい ☐ いいえ	
その他	町営住宅に入居していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.11
	会社員でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.15
	個人事業主でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.16

身近な人が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内
葬儀・法要	○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整	
届出・手続	○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 ○公共料金等の手続（21ページ参照） ○年金関係の手続 ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等 （17、18ページ参照）	
税金		○所得税の準確定申告（18ページ参照）

10か月以内

1年以内

○一周忌

毛呂山町で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、14ページに窓口一覧を掲載しています。

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議（17ページ参照）

○遺留分侵害額請求

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈14ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈15ページ〉
毛呂山町以外で
必要な手続きの
窓口一覧

○相続税の申告（18ページ参照）

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇死亡届

死亡者の本籍地、届出人の住所地、
亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通
- ・印鑑(任意)

◇毛呂山町に届出を提出する場合は

【平日(8:30～17:15)】

役場庁舎1階住民課

【夜間及び休日】

役場庁舎1階東側夜間休日窓口

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

住民課戸籍住民係
役場庁舎 1 階（内線131）

2. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・重度心身障害者医療費受給者証のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が障害に関する給付を受けたり、サービスを利用されていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

福祉課 障害福祉係
役場庁舎1階（内線114・115・116）

3. 年金の手続きについて

◇年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

◇国民年金に加入中の方（国民年金第1号被保険者の方）が死亡したとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

住民課 国保年金係（内線136・135）
川越年金事務所 お客様相談室 ☎049-242-2657

※手続きは、必要書類をご用意の上、年金事務所で行います。（亡くなられた方が国民年金のみの場合は、毛呂山町役場で手続きができます。）

※必要書類のご案内について、窓口にお越しの際は、亡くなられた方の年金手帳等と窓口にお越しいただく方の本人確認書類をお持ちください。

4. 介護保険について

毛呂山町の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人の方の印鑑、口座番号のわかるもの(通帳等)をお持ちください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

高齢者支援課 介護保険係
庁舎1階 (内線121・122)

5. 葬祭費について

「毛呂山町の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療保険制度に加入され、埼玉県広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

◇申請に必要なもの

1. 亡くなられた方の保険証(既に返還された場合は不要です。)
 2. 申請者(葬祭を行った者)の印鑑(朱肉を使うもの)
 3. 葬祭を行ったことが確認できるもの(葬祭費用の領収書、会葬礼状等)
 4. 申請者(葬祭を行った者)の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

国民健康保険 (74 歳以下の方)
住民課 国保年金係 (内線136・135)

後期高齢者医療制度
(75 歳以上の方及び 65 歳から 74 歳までの広域連合から障害認定を受けた方)
高齢者支援課 医療保険料係 (内線176・177)

6. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方(父または母等)が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

子ども課 児童係
役場庁舎1階（内線144）

7. 税の手続きについて

◇町民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が承継され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。
また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

税務課 町民税課税係
役場庁舎1階（内線199）

所得税・相続税についてのお問い合わせは

川越税務署
川越市並木452-2 ☎049-235-9411

◇固定資産税・都市計画税

町内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります(地方税法第9条)

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

税務課 資産税課税係
役場庁舎1階 (内線192)

◇軽自動車税(種別割)

オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。また、所有されているオートバイ・軽自動車等の種別によって窓口が異なりますので、詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー

税務課 町民税課税係
役場庁舎1階 (内線199)

125ccを超えるオートバイ

埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所
☎050-5540-2029

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所
☎050-3816-3111

8. 住宅関係の手続きについて

◇町営住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が町営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、管財課へお問い合わせください。

◇必要な手続き

どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。

- (1)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
……名義を引き継ぐ手続き※
- (2)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合
……住宅を明渡す手続き
- (3)入居名義人の方以外が亡くなられた場合
……異動の手続き

※名義を引き継ぐ手続きについては、承継できない場合があります。
承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

管財課 管財係
役場庁舎5階（内線541・542）

MEMO

◆住まい(空家等)の相談窓口

亡くなられた方の住まい(空家等)に関する相談については、下記協定団体までお問い合わせください。

	ご相談内容	協定団体
相続	相続登記、遺産分割協議、法定相続人調査等	埼玉司法書士会 (048-863-7861)
管理	空家等の見回り、草木の剪定、除草等	毛呂山町シルバー人材センター (049-294-7222)

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

生活環境課 環境係
役場庁舎1階 (内線171・172)

MEMO

9. 外国籍の方の死亡届について

◇ 外国籍の方が亡くなられたとき、または亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

下記までお問い合わせください。

東京出入国在留管理局さいたま出張所 ☎048-851-9671

東京出入国在留管理局 ☎0570-034-259

MEMO

10. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
p.5	死亡届について	住民課	役場 住民課 戸籍住民係
p.7	障害福祉の手続きについて	福祉課	役場 福祉課 障害福祉係
p.7	年金の手続きについて	住民課 川越年金事務所	役場 住民課 国保年金係 049-242-2657
p.8	介護保険について	高齢者支援課	役場 高齢者支援課 介護保険係
p.8	葬祭費について	国民健康保険に 加入されていた場合 後期高齢者医療保険制度に 加入されていた場合	役場 住民課 国保年金係 役場 高齢者支援課 医療保険料係
p.9	亡くなられた方に 児童がいる場合	子ども課	役場 子ども課 児童係
p.9	住民税について	税務課	役場 税務課 町民税課税係
p.9	所得税、相続税について	川越税務署	049-235-9411
p.10	固定資産税・ 都市計画税について	税務課	役場 税務課 資産税課税係
p.10	軽自動車税について	原付（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカーの場合 役場 税務課 町民税課税係 125ccを超えるオートバイの場合 埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 （050-5540-2029） 三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 （050-3816-3111）	
p.11	町営住宅の手続きについて	管財課	役場 管財課 管財係
p.12	住まい（空家等）の相談窓口	生活環境課	役場 生活環境課 環境係
p.13	外国籍の方が亡くなられた とき、または亡くなられた方の 配偶者やご家族が外国籍 の方の場合	東京出入国在留管理局 さいたま出張所 東京出入国在留管理局	048-851-9671 0570-034-259

11. その他の主な手続き

◇ 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	故人によって生計維持されていた遺族が受け取れる場合があります。 詳しくは、手続先の年金事務所にご確認ください。

◇ 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続について

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

必要書類 改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

〈お問い合わせ〉

毛呂山町役場住民課戸籍住民係

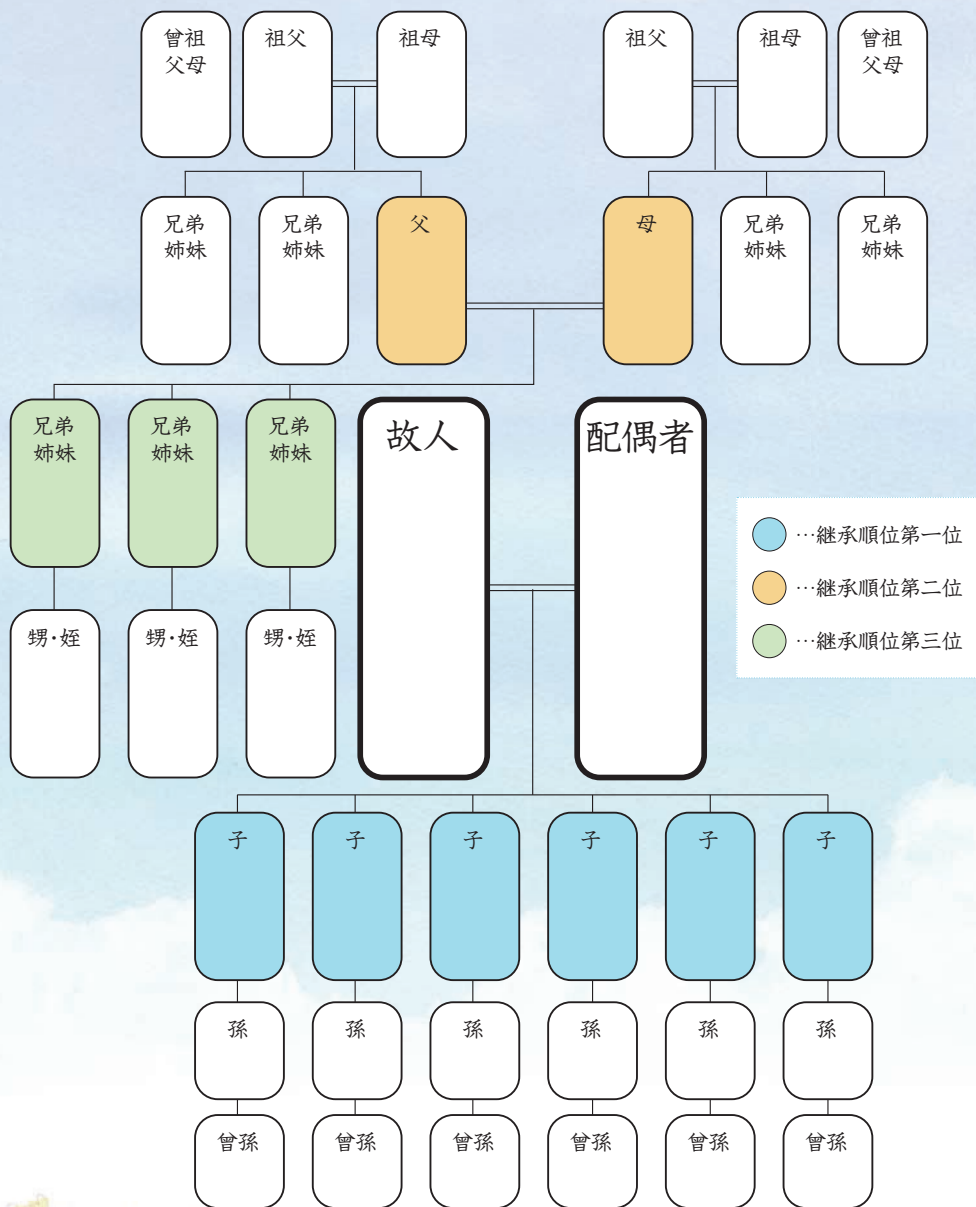
☎049-295-2112 (内線131)

◆その他の相続に関する手続き／相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

◇ご遺族メモ／家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (<http://houmukyoku.moj.go.jp/>) を御覧ください。

◇ご遺族メモ／故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険 損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金 企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
☒	運転免許証返納		警察署	運転免許証
☒	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
☒	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
☒	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
☒	上下水道料金の 名義変更・解約	早めに	毛呂山町水道課業務係 ☎049-295-2112 (内線162・163)	
☒	NHKの名義変更・解約		NHK	
☒	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
☒	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
☒	クレジットカードの解約		各クレジット会	社各会社より 必要書類を取り寄せる
☒	自動車・バイク等の廃車		運輸支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能
☒	原付(125cc以下)の廃車		毛呂山町税務課 町民税課税係	

MEMO

発	行	毛呂山町役場住民課
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2025 年 4 月作成

